

| | |
|------|-------------------------|
| 問合せ先 | 中区福祉課児童福祉係 (504-2569) |
| | 東区福祉課児童福祉係 (568-7733) |
| | 南区福祉課児童福祉係 (250-4131) |
| | 西区福祉課児童福祉係 (294-6342) |
| | 安佐南区福祉課児童福祉係 (831-4945) |
| | 安佐北区福祉課児童福祉係 (819-0605) |
| | 安芸区福祉課児童福祉係 (821-2813) |
| | 佐伯区福祉課児童福祉係 (943-9732) |

ひとり親家庭等医療費補助の支給要件の緩和

1 支援策の内容

医療費（保険診療分）の自己負担相当額を補助します。

2 対象者（要件等）

所得制限に関わらず、災害により、住家が全壊・半壊、全焼・半焼、又はこれに準ずる被害にあった方は補助の対象とします。

3 手続きの方法

手続きに必要なもの

- ① 健康保険証
- ② 母子家庭または、父子家庭であることを証明する書類
（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、遺族基礎年金証書、児童扶養手当証書等）
- ③ 罹災証明書

※ 詳しくは、区福祉課児童福祉係にお問い合わせください。

4 補助の対象期間及び受付期限

対象期間：災害等を受けた日から、1年が経過した日の属する月の末日まで

受付期限：災害による損害を受けた日から1年以内